

企画趣旨・総論

藤谷 武史

1 課題の設定

経済社会のグローバル化とデジタル化は、国家や法制度が前提としてきた環境条件を動揺させる。これに国家や法がいかに対応すべきかという問いは、近時の法学にとって最大の関心事の一つである。当然、租税法・財政法もその例外ではない。たとえばわが国財政の構造的財政赤字の直接の原因は、税収の停滞と社会保障負担の膨張である¹⁾が、その背後には、資本や才能ある個人が可動性を高めるグローバル経済において自国のみが増税を選択することの困難や、経済構造のデジタル化に伴い平均的労働者の賃金水準が停滞する中で、家計にこれ以上の負担を求めることを躊躇せざるを得ない状況が存在する。

たしかに、財政赤字は毎年度の税収等と支出の差額であり、その差額の累積が債務残高であるが、国家がその任務を持続可能な形で遂行するための貨幣的条件を維持するという意味での財政再建は、単なる「増税」「支出削減」による数字合わせの問題ではない²⁾。たとえば、新自由主義的に政府支出削減によって財政収支をバランスさせる場合と、社会民主主義的に増税によって財政収

支をバランスさせる場合とでは、国家財政＝貨幣による統治による資源配分への介入や所得再分配の規模及び形態は大きく異なり³⁾、それを踏まえて形成される人々の行動・期待・価値観も少なからぬ影響を受ける⁴⁾。1980年代から断続的に試みられてきた「増税なき財政再建」路線が奏功したとは言い難い現在、財政収支の均衡回復のために利用可能な手段は、消費増税しか残されていないようにも見えるが⁵⁾、現在われわれが位置する地点から財政再建への道のりは、本特集の諸富論文が指摘するように、経済の論理からしても一直線ではなく、まして政治的・社会的には幾重にも錯綜した行路を覚悟せねばなるまい。

このようなマクロの問題は、経済政策や政治における重要論点ではあるが、法(学)が能く取り扱えるような問題なのか。この疑問に対して、本稿は、「法(学)は、具体的な財政政策を直接に規範的に指示するものではないが、政策選択を行う際の規範的前提条件を明らかにし、あるいは何らかの政策(不)選択が持つ(憲)法体系上の含意について明らかにすることによって、『法的にinformedな』政策決定を支援することに寄与する」⁶⁾という応答を提示する。一国の財政政策は制度的真空状態において選択されるものではな

1) 財務省「日本の財政関係資料(令和3年10月)」7頁。後掲注28)にも述べるように、世界的な恐慌やパンデミックのような危機に直面した緊急時の財政赤字は、少なくとも理論上は区別して考える必要がある。

2) つとに、片桐直人「縮小する社会における財政の持続可能性と法」公法研究82号(2020年)99頁以下。

3) この視点を「家族と税制」という租税法上の論点に応用したのとして参照、藤谷武史「家族と(再)分配」租税法学会編『家族と税制(租税法研究48号)』(有斐閣、2020年)63頁。さらには、財政フローの規模もさることながら、むしろ、政府最終支出(現物の公共サービスの供給)が移転(年金等、現金の給付)かという形態が重要であるが、本稿では詳論する余裕がない。

4) 論ずべき点は多岐にわたる。ここでは、日本公法学会第84回総会(2019年10月)における外部ゲストの井手英策・大沢真理による報告(井手英策「社会はなぜ引き裂かれたのか——零落する勤労国家」公法研究82号〔2020年〕145頁、大沢真理「アベノミクスがあらかじめ深めた『国難』」公法研究82号〔2020年〕220頁)の参照を乞うにとどめる。

5) 消費増税を巡る専門家と非専門家の架橋を意識したものとして、「特集・消費増税の理論的検討」ジュリスト1539号(2019年)。

6) さらに、ある政策選択が持つ(憲)法体系上の重みが明らかとなれば、それをどのような機関やフォーラムの決定に委ね、どのような審査(review)の仕組みを用意すべきか、という問題(いわゆる「2階の」制度設計の問題)にも繋がることとなる。